

## あすなるウォーキングクラブきまり集

### 1.(目的)

ウォーキングクラブは、ウォーキング活動を通じてクラブ会員の健康・体力向上を目指すとともに、会員間の交友を深めることにより、心身ともに充実したあすなる生をめざします。

### 2.(会員)

本クラブには、あすなる生であれば誰でも会員として参加することができます。

### 3.(活動年度)

本クラブの活動年度は、5月から翌年4月までとします。4月までにはクラブ総会を開催し、活動計画の決定のほか役員や月例活動のための幹事を選定します。

### 4.(会員の募集)

既存会員の継続確認は総会時に行い、新規会員はいつでも加入できます。

### 5.(中途加入会員の取り扱い)

年度途中での加入会員は、本クラブ活動年度からの加入会員とみなします。従って、途中加入会員は第8項に定める会費について、年会費を支払うこととします。

### 6.(役員・月例幹事等)

役員・月例幹事は会員による互選とし、その任期は原則1年とします。

### 7.(会費)

クラブ会費は、年会費2000円とし、活動年度当初一括して徴収します。会費は主としてコース下見の交通費及び傷害保険料に充当します。会費は、会計が管理し、総会の時に決算報告を行います。

### 8.(傷害保険)

本クラブでは、クラブ活動中の不慮の事故に備え、傷害保険に全員が加入することとします。会員の負担する保険料や保険金額等については、別途定めます。

### 9.(月例会)

クラブ活動はウォーキング月例会として、毎月1度、原則として第3月曜日を開催します。

(但し8月は除きます)

月例会への参加は任意ですが、あらかじめ予定されているコースをよく見て、自分の体力やその日の体調などを勘案し、自己責任で決定してください。

月例会は月ごとに定める月例幹事が、ウォーキングコースの選定のほか参加者募集などすべての企画立案、実施を行います。

月例幹事の具体的な業務については、別途定めます。

その他、月例幹事の業務を超える案件については適宜部長等と相談の上、決定します。

### 10.(月例会参加者の遵守事項)

集合時間の5分～10分前には、班長から点呼を受ける事を守り、やむをえず参加出来ない場合は月例チラシに記載された幹事に前日、又は集合時間前に必ず連絡すること。

定刻になりましたら、時間通り出発します。

コース歩行中は1又は2列縦走を守り3列縦走では歩かない。

### 11.(交友関係)

ウォーキング月例会のほか、会員間の交友活動を深めるため、忘年会・新年会等の懇親会を開くことがあります。

それぞれの交友活動は、基礎課程・教養課程・専攻課程のみなさんによる自由企画とします。

\*2011年5月13日 制定

\*2011年6月3日 改定

第5項追加

第10項に月例開催日の原則化

\*2011年7月13日 改定

第2項 但し書きの追加

\*2012年4月6日 改定

第2項 なお書き、但し書き削除

\*2017年7月21日 改定

第4項 会員の募集

\*2017年7月21日 削除

第7項 体力測定

\*2017年7月21日 改定

\*2019年9月24日 改定

第10項(月例会参加者の遵守事項)

\*